

令和7年度工事施工業者講習会質疑・回答

	質疑	回答
1	<p>5月の調査時に、下水管内の流量が非常に多いスパンを報告、6月下旬にそのスパンを立会・検討したが、発注者共に納得する水替え方法がなく代替案を要望しましたが、8月中旬に代替えスパンを提案されました。しゅん工工期に近かったため急いで準備し施工したが、もう少し早い段階での回答が頂けたら余裕のある準備が出来たと思いました。実際、このことにより工期延期となりました。</p>	<p>(写) 愛知県土木工事標準仕様 (1-1-55 ワンデーレスポンス)</p> <p>請負者は、発議する協議又は承諾の回答について、回答希望日があれば監督員に報告し、監督員は回答希望日までに回答するよう対応する。ただし、回答希望日までに回答が困難な場合は、請負者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに回答予定日を請負者に連絡する。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p>今回は代替案の検討に時間を要したことにより回答が遅くなり、結果工期延期を行っています。発注課には回答が困難な場合は、工程に与える影響の打合せを行い回答するように指導していきます。</p>
2	<p>のんほいパークの動物に寄附を実施しており、社会性等として実施報告したが、河川課発注工事と異なるため認められないとのことでしたが、社会性として地元動物園への寄付が何故社会性として認められないのかを説明ください。</p>	<p>工事成績における社会性等の地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について評価しております。のんほいパークへの寄付については素晴らしいことと思いますので、企業として別の場で社会貢献のPRをしていただければと思います。</p>
3	<p>豊橋市の情報共有システムに関する書類の提出方法が担当課によって違っており、統一されていなかったことから社内で困惑していました。豊橋市の発注工事（上下水道局・道路建設課・河川課等）における提出書類及び方法の統一をお願いしたい。</p>	<p>ASPについては、豊橋市情報共有試行運用ガイドラインを定めております。提出物については工事によって提出する内容も異なることから、ASPを活用した方が効率的なもの、そうでないものがあります。従って、工事ごとに受発注者間で協議を行い定めるものとなっておりますので、監督員と確認をお願いします。また、すべての工事で統一できるものについては検討してまいります。</p>
4	<p>設計変更事前協議で、発注課により変更実施工程表の作成を求める場合があるので、統一してほしい。</p>	<p>設計変更事前協議の段階では変更実施工程表の作成は求めておりませんが、変更工事内容によっては監督員が工程の確認をしたい場合もありますので、監督員と協議を行ってください。</p>

	質疑	回答
5	<p>【資料2】工事検査のポイント 2 1) 廃棄物処理の写真不足について</p> <p>施設への到着や投棄の写真は、マニフェストで確認できるため、必ずしも必要ではないのではないのでしょうか。本来、現場代理人は現場に常駐すべきです。また、人材不足の中で他の職員に撮影を依頼するのも難しい状況です。</p>	<p>関係法令上省略できるか国や県と協議してまいります。また、他都市の状況等を確認し、省略できるようであれば、工事書類簡素化要領に追加していくよう検討します。</p>
6	<p>【資料4】ICT活用工事について</p> <p>ICTの活用は費用がかかるため、施工承諾のみで行うことは困難です。そのため、監督員との協議を経て、特記仕様書に変更を記載し、設計変更により経費を組み込んでいただきたいです。</p>	<p>現在は試行期間中となっております、現行の予算範囲内となりますので、当初から発注者指定型もしくは受注者希望型で発注されたものについて特記仕様書に記載し、必要経費を計上します。特記仕様書に記載のない工事は施工承諾で行うこととなります。ただし、今年度よりICT活用工事を実施した場合は加点評価を行います。</p>
7	<p>「建築系工事における猛暑による作業不能日数の取扱い」について</p> <p>①WBGT値が31以上となった場合、現場閉所または作業中止が義務化されますか。</p> <p>②環境省で発表されている3日間の予測WBGT値を基に翌日以降の現場閉所は可能でしょうか。また、現場閉所または作業中止の判断タイミングはいつになりますでしょうか。</p> <p>③環境省発表のWBGT値が31以下であった場合でも現場測定でWBGT値が31以上となった場合、現場閉所または作業中止は可能でしょうか。</p> <p>④上記③が可である場合、WBGT値の測定場所はどこになりますでしょうか。（室内外、地上、屋上等）</p> <p>⑤設計図面 特記仕様書に記載された作業不能日数分WBGT値31以上とならなかった場合、何か影響はありますでしょうか。</p>	<p>①原則として作業を中止することが推奨されています。熱中症対策を行うなど、現場環境を整えた場合は作業を行うことが可能となるので監督員と協議を行ってください。</p> <p>②現行ルールでは、実態としてWBGT値が31以上を満たすこととしており、不可です。また、現場閉所または作業中止の判断タイミングはWBGT値が当日31以上となった時点です。なお具体的なWBGTの作業中止基準としては、環境省が目安を作成しており、作業者が暑さに十分慣れていないなどの場合、WBGT値が低くても作業を中止することが推奨されています。</p> <p>③ISO 7243/JIS B 8504又はJIS B 7922の機器を使用し、時間毎に測定結果を記録した場合は、現場での測定結果を作業中止の判断とすることが可能です。</p> <p>④当日の作業環境に近い場所で計測してください。（工事期間中における気温の計測方法について、監督員と協議をしてください。）</p> <p>⑤特に影響ありません。（契約額減額等の措置はありません。）工事記録に、現場閉所または作業中止を実施した日を記載してください。</p>